

令和7年11月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年11月25日（火曜日）10時～10時20分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出(受付番号1-37号)

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出(受付番号1-38号)

報告第3号 許可処分の証明願（受付番号第1-36号）

3. 出席委員

○農業委員（10名）

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美

3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

7番 池田 稔

8番 濱田 信

9番 渡辺 洋一（欠席）

10番 水口 直樹

11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 8番 濱田 信 10番 水口 直樹

○議長

皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年11月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、8番濱田委員、10番水口委員を指名いたします。日程第2、報告が3件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は日並郷〇〇、〇〇さん、被相続人は日並郷〇〇、父の〇〇さん、届出農地は日並郷〇〇ほか8筆、地目は畑、地積合計は10,691㎡です。権利を取得した日は令和7年9月4日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和5年6月17日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。2ページは届出書です。37番から325番1の農地は〇〇から先のあたりに点在しており、1234番から1353番の農地は〇〇から山手に入った先の付近に点在しています。

次に報告第2号ですが、4ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は元村郷〇〇、〇〇さん、被相続人は同住所、母の〇〇さん、届出農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は277㎡です。権利を取得した日は令和7年10月10日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和3年12月5日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。5ページは届出書、6ページは位置図です。届出農地は〇〇の裏付近の農地です。

次に報告第3号ですが、7ページをご覧ください。農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願いです。願出人は長崎市三京町〇〇、〇〇さん、

農地は元村郷〇〇、地目は田、面積は31㎡です。願出人は登記地目変更のため証明願を提出するものです。証明願提出日は令和7年10月14日、証明日は令和7年5月10月24日です。受付番号は長崎県指令3農政第7005号、平成3年11月26日付、農地法第5条許可です。8ページは証明願です。該当農地は平成3年11月26日付で農地法第5条の許可を受けて、〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、道路用地への転用を行っています。12ページは位置図です。該当農地は〇〇の裏、東側の農地です。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。

○4番 報告第2号の被相続人の〇〇さんは他にも農地を所有していたと思うが、相続はこの1筆だけか。

○事務局 今回相続の届出があったのは1筆だけです。ほかにも3筆農地を所有していましたが、他の農地は相続が未定となっています。

○議長 ほかにありませんか。

○11番 報告1号と2号の相続農地の現況は、遊休農地や山林原野となっているのか。

○事務局 報告1号の農地は全て遊休農地か山林原野で、報告2号の農地は現況は宅地となっています。農業委員会の斡旋を希望しない方には、農地所有者は農地を適切に管理しなければならない旨、説明しています。

○議長 ほかにありませんか。ないようでしたら、報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は12月25日（木）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。